

扇台地区 まちづくりだより

令和7年10月 第44号

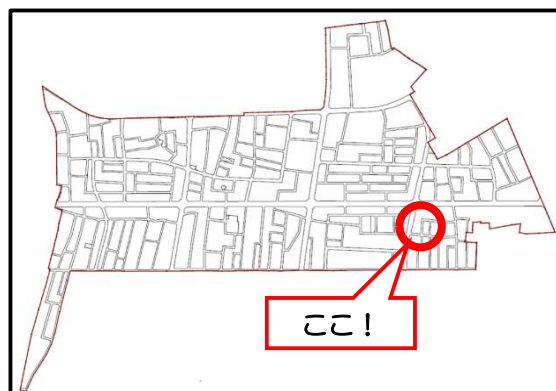
編集・発行
扇台地区まちづくり研究会
入間市役所 区画整理課
入間市豊岡1-16-1
Tel 04-2964-1111
(内) 3347・3348・3349



保留地を販売します!!

扇台土地区画整理事業では、次の保留地1区画を販売します。

※「保留地」とは、土地区画整理事業で宅地として新たに生み出された土地です。



【保留地位置図】



保留地の概要

- 【街区画地・面積】 街区画地：24街区40画地 面積：161㎡
- 【価 格】 21,203,700円（131,700円/㎡）
- 【用途地域】 第一種低層住居専用地域（建ぺい率：50%、容積率：80%）
- 【上下水、ガス等】 公営水道、公共下水道、都市ガス接続可
- 【販売方法】 抽せん
- 【申込期間】 令和7年11月17日（月）～ 11月28日（金）
午前8時30分～午後5時15分（正午～午後1時00分を除く）
- 【抽せん日】 令和7年12月10日（水）

※販売案内は、10月14日（火）から区画整理課窓口で配布します。また、市の公式ホームページからも確認できるようになります。



事業計画が変更されました。

令和7年3月12日付で事業計画変更の公告を行いました。

主な変更内容としては、期間延長、資金計画の変更です。事業施行期間につきましては、令和32年度（令和33年3月31日）まで延長となりました。

この事業計画の変更に併せて、移転方式の見直しなど整備計画を再検討し、事業進捗のスピードアップを目指していきます。

工事にご協力ください

令和7年度は、区6-83、6-84号線などの街路築造工事や污水管整備工事及び建物等物件移転を実施していきます。

ご迷惑をお掛けいたしますが、ご理解、ご協力をお願いいたします。

なお、完成した道路の中には、安全性を考慮して通行止めにしていたり行き止まりの道路がありますので、通行の際には十分ご注意ください。



扇台土地区画整理事業について



扇台土地区画整理事業の進捗状況

事業名	事業認可 年月日	施行予定 年度	執行済額 (総事業費：千円)	進捗率 (%)	令和7年度予算 (千円)	仮換地指定率 (%)	道路整備率 (%)	建物移転率 (%)
扇台	H5.9.27	H5～R32	11,612,412 (27,400,000)	42.4	303,400	68.7	46.4	39.3

※進捗率は、事業計画上の総事業費を基礎としたものです。

令和6年度末現在

清算金について

清算金は、従前の宅地と換地を位置や形状等でそれぞれ評価し、地権者間の評価上の不均衡が生じた場合、これを金銭により是正し、宅地間での公平を図る仕組みです。

清算金が確定するのは、土地区画整理事業が全て完了した段階で行う換地処分公告日の翌日であり、その公告時点の権利者を対象に清算金の交付・徴収を行います。

令和7年度の総会が開催されました

令和7年5月15日に扇町屋地区センターにて令和7年度扇台地区まちづくり研究会総会が開催されました。

令和6年度まちづくり研究会事業報告及び決算報告、令和7年度まちづくり研究会事業計画及び予算、令和7年度役員について協議され、新会長に内村（うちむら）委員が選任されました。



ご本人以外の場合は委任状が必要です！

区画整理課で発行している証明等は、ご本人以外の方が取得することができません。また、区画整理に関する情報のうち、個人情報に当たる内容はご本人以外の方にはお伝えすることができません。（※電話でのお伝えはできません。）

地権者以外の方が窓口にお越しになる場合には、代理の方に対し委任状を発行して窓口提出するようお願いいたします。委任状については、決まった書式はありませんが、対象地、委任内容及び代理人の住所・氏名を記載の上、署名（住所・氏名）及び押印をお願いいたします。

【委任状が必要な主な申請等】

- ① 仮換地指定証明
- ② 保留地証明
- ③ 画地点番図
- ④ 従前地や仮換地の確認
- ⑤ 仮換地指定の有無の確認
- ⑥ 清算ポイントの確認

※証明等は、ご申請から発行までお時間をいただきます。

委任状の参考書式を用意しておりますので、ご利用の際は、区画整理課までお問合せください。

次のようなときは、区画整理課にご相談ください！



- ① 住宅の建築、建替え
- ② 土地の相続、贈与
- ③ 土地の売却

※権利者の変更があった場合は、「所有権移転届出書」の提出が必要です
売買、相続及び贈与等により土地の所有権や借地権を移転した場合は、所有権移転届出が必要です。お忘れのないようお願いいたします。

住宅の建築等を行う場合は

（区画整理法第76条許可）

土地区画整理事業の施行地区内で、建築物の建築等を行う場合は、区画整理法第76条による申請を行い、許可を受ける必要があります。ご計画に際しては事前に区画整理課にご相談ください。

【対象となる行為】

- ① 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築
 - ② 移動の容易でない物件（ブロック塀等）の設置又はたい積
 - ③ 盛土、切土、土の入替え、埋め立て等による土地の形質の変更
- ※外構工事等も対象となる場合があります。

土地区画整理法第76条許可申請書

電柱の移設等にご協力をお願いします



電柱は、皆様に電気を供給する重要なライフラインです。扇台土地区画整理事業では、道路内に電柱を建てることは原則として許可しておりません。

これは平常時の通行はもとより、救急車や消防車のような緊急車両の通行の妨げにならないようにするためです。

事業の実施に際し、既設電柱の移設や新設電柱の設置を皆様の敷地内にお願いする場合があります。何卒、ご理解とご協力をお願いいたします。

雑草の駆除をお願いします

雑草は放置しておくと害虫の発生やゴミの不法投棄の原因になります。

ご自身で持っている土地で空き家や空き地になっている場合には、定期的な草刈り等適正な管理をお願いいたします。

市の管理地は草刈を定期的に行っております。

夏場は草の繁茂が激しくご迷惑をかけますがご了承ください。



過去のまちづくりだよりはこちらから！！

過去のまちづくりだよりは、市公式ホームページでご覧いただけます。

右のQRコードを読み込んでいただくと、掲載ページが表示されます。

